

清の一言——大島清「新成人のみなさんに向けて」



新成人のみなさん、20歳おめでございます。これからは社会の一員として、さまざまな権利を得るとともに、義務と責任ある行動が求められることになります。今や世界は新情報化時代を迎え、スピード感を持って自ら判断しなければならないこともあるでしょう。また、他人や友人と協力しなければできないこと、そして社会から求められる役割など、さまざまな場面に遭遇することになるでしょう。それを乗り越えていかなければなりません。今や人生100年時代を迎え、これから先、辛いことや悲しいこともあるでしょう。しかし、みなさんには若いエネルギーがあります。何事も常にポジティブに物事を考え、夢や希望を決してあきらめない強い精神で頑張ってください。必ずや大きな喜びが生まれるはずです。

今、まさに世界は一つという時代、国という枠を越え、さまざまな人々と一緒に仕事をしていくためのグローバルな感覚をもった人間が求められています。新成人のみなさんには新しい感性を持って、社会にそして世界にも飛び立ってほしいと願っています。

しかしその一方で、日本社会に目を向けますと、隣近所とのお付き合いは年々希薄となっているように感じます。地域の絆・人と人との結びつきも大切です。成人を迎えたみなさん、同じ中学校の卒業生の仲間としていつまでも長いお付き合いを期待しています。そして、グローバルに物事を考える視点を兼ね備え、その広い視点を活かして先人達が築いてきた歴史を受け継ぎ、私たちの郷土「ふるさと伊奈」創造のため、将来を背負って立っていただくことを希望しています。

希望しています。

埼玉県文化団体連合会 文化選奨を受賞

大塚 怡子氏



大塚氏は、昭和50年の伊奈町文化協会の設立当初より活動され、平成20年から埼玉県文化団体連合会の理事としても活躍されています。このたびの受賞は、埼玉県の文化振興への貢献および功績が認められたものです。

ありがとう ございました



- ♥ 榎本総合会計事務所から5万円、上尾明るい社会づくりの会から3万5千円、榎田雄一郎氏から千円を町政に役立ててほしいとご寄付がありました。町で有効に活用させていただきます。
- ♥ 伊奈町自然に親しむ会から4,817円を緑地の保全と緑化の推進に役立ててほしいとご寄付がありました。寄付金は緑の基金に積み立て、緑地の保全と緑化の推進に関する事業に有効に活用させていただきます。
- ♥ 伊奈中学校PTAから3千円、「五月の会」から1万円、上尾遊技業組合から10万円、伊奈陶芸クラブ連盟南支部から10,550円、斎藤製作所から19,137円、前田ドライクリーニング商会から1万円、埼玉県立伊奈学園総合高等学校生活科学系から妊婦疑似体験セット3セット、匿名1件から2千円を社会福祉に役立ててほしいとご寄付がありました。社会福祉協議会で有効に活用させていただきます。

子ども医療費支給事業における支給要件を変更します

問 保険医療課⑨ 2175

支給要件の変更点（2点）

- ①平成31年4月1日から『高校生世代の保護者に導入している所得制限を廃止』します。
- ②平成32年4月1日から『小学生以上のお子さんがある保護者（配偶者含む）に、税の完納要件及び申告要件』を導入します。特別な理由もなく税の滞納がある場合や税の申告がない場合は支給を停止します。

※未就学児には適用しません。

※税…町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税



▲詳しくは
町ホームページへ

受給要件等

税の納付状況および申告状況によって判断します。（一例）

受給資格 有効期間	受給要件	
	完納要件	申告要件
H32.4～H33.3	H30年度までの 税を完納していること	H31年度（H30年分の収入）の申告をしていること （収入がない場合でも申告が必要となります。）
H33.4～H34.3	H31年度までの 税を完納していること	H32年度（H31年分の収入）の申告をしていること （収入がない場合でも申告が必要となります。）

以後 継続

※毎年度申告が必要となります。収入がない場合でも申告が必要です。

※税法上の被扶養者の場合、申告は必要ありません。

支給停止の除外

納税についてさまざまな状況が想定されますので、現在支給停止に関する除外規定について検討しています。決定次第、改めて広報に掲載します。

完納後の支給

- ・支給停止日以降に「税」を完納した場合

『滞納者からの申し出により完納が確認できた日』から、子ども医療費の支給停止を解除します。

- ・支給停止日以降に「税」の申告を行った場合

『未申告者からの申し出により申告が確認できた日』から、子ども医療費の支給停止を解除します。

※滞納者または申告者からの申し出によって、支給停止が解除となったとしても、支給が停止されていた期間まで遡っての支給は行いません。

受給者証

平成31年4月から使用する「新しい受給者証」を3月下旬に個別に郵送します。古い受給者証は、各自で処分いただくか保険医療課に返却してください。また、今後受給者証の取扱いは次のとおりです。

- ・就学前のお子さん…6歳に達する日以降の最初の3月31日までの受給者証を発行します。
- ・小学生以上のお子さん…毎年度（1年毎）に、受給者証を発行します。

なお、完納または申告によって支給停止が解除となった場合、解除日から最初の3月31日までの受給となります。

税の完納要件及び申告要件の導入に伴う手続き

平成30年12月に、子ども医療費の支給要件変更に伴う手続きについて関係書類を個別に郵送しました。手続きがお済みでない方は、至急手続きを行ってください。手続きが無い場合、子ども医療費が受給できなくなりますので、お早めにお手続きをお願いします。また、納税に関する相談は収税課、申告に関する手続きは税務課へご相談ください。